

※届書は戸籍のとおり文字で崩さずお書きください。

離婚届

届出をする年月日 → 令和2年4月1日届出

届出する市区町村名 → 東京都西東京市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸持記載	記録調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 西東京 太郎	妻 西東京 花子
生年月日	昭和60年5月15日	昭和62年7月10日
住所	東京都西東京市新町一丁目 4番地 25号 101	東京都練馬区豊玉北六丁目 12番地 1号
世帯主の氏名	西東京 太郎	西東京 花子
(2) 本籍	東京都西東京市南町五丁目 6番地	
筆頭者の氏名	西東京 太郎	
父母の氏名	夫の父 西東京 松男	妻の父 田無 一雄
続柄	長男	二女
母	竹子	保谷 梅子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	東京都西東京市南町五丁目 1234番地 田無 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 西東京 一郎 西東京 二郎	
同居の期間	平成22年1月から 令和2年5月まで (同居を始めたとき)	
別居する前の住所	東京都西東京市新町一丁目 4番地 25号 101	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいない世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 事務職	妻の職業 専門・技術職
その他	署名は必ず本人が自署してください。	
届出人署名押印	夫 西東京 太郎	妻 西東京 花子

記入不要

令和 年 月 日	午前 午後	時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
使	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
確認通知		

▼届出に必要なもの▼

- ・離婚届 (協議離婚には成人2名の証人が必要となります。記入押印してもらってください。)
- ・戸籍謄本 1通 (本籍地に届出する場合は不要です。)
- ・印鑑 (署名欄に押印したもの。離婚届の訂正に必要な場合があります。)
- ・離婚届を持参する人の身分証明書 (運転免許証など)
- ・調停離婚や裁判離婚の場合は、調停調書謄本、審判書または判決書の謄本及び確定証明書

◀外国人との離婚について▶

日本人と外国人との協議離婚には、日本人の住民票の添付が必要です。(住所地に提出の場合は不要)

協議離婚には、成人2名の証人が必要

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	西東京 松男 (西東京 松男)
生年月日	昭和35年4月13日
住所	東京都西東京市南町五丁目 6番地 13号
本籍	東京都西東京市南町五丁目 1234番地
署名押印	保谷 梅子 (保谷 梅子)
生年月日	昭和38年10月1日
住所	東京都新宿区西新宿二丁目 8番地 1号
本籍	東京都新宿区西新宿二丁目 8番地

住民登録されている住所をご記入ください。

父母が婚姻中であれば母は名のみ(夫側の記載例・婚姻中に死亡している時も含む)離婚している時はそれぞれ氏名(妻側の記載例)

離婚届を提出すると婚姻前の氏に戻ります。必ず左記の□にチェックを入れ本籍・筆頭者を記載ください。婚姻中の氏をそのまま使用したい場合は何も記載しないでください。離婚届と同時に別途「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要です。

未成年の子がいる場合は必ず親権者を決め、該当する欄に子の氏名を記載ください。

※未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、⇒面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次のあてはまるものにしるしをつけてください。

- (面会交流)
- 取決めをしている。
- まだ決めていない。
- (養育費の分担)
- 取決めをしている。
- まだ決めていない。

※その他、届出用紙の「記入の注意」を参考にしてください。また、その他不明な点は市民課戸籍係までおたずねください。

西東京市役所市民課戸籍係 042(464)1311(代)

平日の日中通じる連絡先を必ずご記入ください。

※離婚後3か月以内に出すことができます。(離婚届と同時に可)

※届書は戸籍のとおりので文字で崩さずお書きください。

**離婚の際に称して
いた氏を称する届**
(戸籍法77条の2の届)

届出をする年月日 → 令和2年4月1日届出

届出する市区町村名 → 東京都西東京市長殿

受理 令和 年 月 日 第 号				発送 令和 年 月 日			
送付 令和 年 月 日 第 号				長印			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) にしとうきょう はなこ 氏 名 西 東 京 花 子 昭和62年 7 月 10 日生	
	(2)	住 所	東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番地 1号
(3)	(よみかた) 世帯主 の氏名 (住民登録をして いるところ)	にしとうきょう はなこ 西 東 京 花 子	
	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都西東京市南町五丁目 6 番地	
(4)	筆頭者 の氏名	西 東 京 太 郎	
	氏	変更前 (現在称している氏) 西 東 京	変更後 (離婚の際称していた氏) にしとうきょう 西 東 京
(5)	離婚年月日	令和 2 年 4 月 1 日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 東京都西東京市南町五丁目 1234 番地	
		筆頭者 の氏名	西 東 京 花 子
(8)	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	西 東 京 花 子 (西東京)	

離婚届と同時に提出される場合は、変更前と変更後は同じ氏になります。

協議離婚のときは届出日
裁判離婚のときは
・審判または判決の確定日
・調停または和解の成立日
・請求の認諾の日

届出人が(3)の筆頭者で同籍者がいない場合は記入しないでください。

署名は必ず本人が自署してください。

※注意事項

届出期間は離婚から3か月以内
(3ヶ月過ぎた場合は家庭裁判所の許可が必要です)

西東京市役所市民課戸籍係

042(464)1311(代)

連絡先	電話 090 (xxxx) △△△△
	自宅・勤務先 [] (携帯)

平日の日中通じる連絡先を必ずご記入ください。